

大和市監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年9月30日

大和市監査委員 中村正樹

大和市監査委員 赤嶺太一

1 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査対象

団体 ①大和市コミュニティセンター深見南会館管理運営委員会

②大和市コミュニティセンター下草柳会館管理運営委員会

所管部局 市民経済・にぎわい創出部つながり推進課及びこども部こども青少年みらい課

指定管理施設 ①大和市コミュニティセンター深見南会館及び深見南児童館

②大和市コミュニティセンター下草柳会館及び下草柳児童館

3 監査対象期間 令和7年4月～令和7年8月

4 監査年月日 令和7年9月30日

5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として、抽出により実施した。

団体に関する事項

- ・ 協定書に基づく義務の履行に関する事務

所管部局に関する事項

- ・ 指定管理業務の履行確認に関する事務

6 主な着眼点

団体に関する事項

- ・ 協定書に則して、適正に業務が遂行されているか
- ・ 現金、切手、証紙等の出納・保管・管理は適正か

所管部局に関する事項

- ・ 履行確認は、報告書等により適正に行われているか
- ・ 指定管理者に対して適切に指導・監督を行っているか

7 監査結果

施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。